

第7章 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

1 提出する必要がある方

令和8年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限りま

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和8年中の支払金額の合計が 15 万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

様式ID NTA0HSZ601010060



元号 年

L01 令和 8

年分

不動産等の売買又は貸付けの  
あっせん手数料の支払調書

①

無効区分

G01 0

②支払を受ける者

住所（居所）又は所在地

E01

熊本県熊本市西区春日〇-〇-〇

氏名又は名称

E02

国税 春子

個人番号又は法人番号

G02

112233445566

③区分

支払確定年月日

元号 年 月 日

④支払金額

円

E03

譲渡

N01

5

8

6

2

G03

891,000

E04

N02

G04

⑤あっせんに係る不動産等

物件の種類

物件の所在地

数量

取引金額

円

E05

土地

E06

〇〇市△△町1-1

C01

165

E07

㎡

G05

25,000,000

E08

E09

C02

E10

G06

摘要

E11

⑥支払者

住所（居所）又は所在地

F06

熊本県熊本市東区東町△-△-△

氏名又は名称

F04

株式会社 □□物産

個人番号又は法人番号

F02

9988776655443

電話番号

F07

096 - XXXX - XXXX

あ  
っ  
せ  
ん

|           | 記載すべき事項                                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 無効区分    | 新規分、追加分または訂正分として提出する場合は「0（ゼロ）」を、無効分として提出する場合は「1」を記載してください。<br>（注）法定調書の訂正・追加の方法について、詳しくは、33 ページ「第9章 法定調書の訂正・追加について」を参照してください。 |
| ② 支払を受ける者 | 支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載してください。                           |

|                    |                                                                                                                                         |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 支払を受ける者<br>(つづき) | また、【 <b>個人番号又は法人番号</b> 】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください。<br>(注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。           |
| ③ 区分               | 譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載してください。                                                                                                             |
| ④ 支払金額             | 令和8年中に支払の確定した金額(未払の金額を含む。)を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。                                                                                       |
| ⑤ あっせんに係る不動産等      | (1) 「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等<br>(2) 「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等<br>(3) 「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額(賃貸借の場合には単位(月、週、日、㎡等)当たりの賃貸借料)                     |
| ⑥ 支払者              | 不動産売買等のあっせん手数料を支払った方の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください。<br>(注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。 |

### 3 その他の注意事項

- (1) 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした方の住所(所在地)、氏名(名称)、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載して提出する場合には、この支払調書の作成・提出を省略することができます。
- (2) 消費税等の取扱いについては、35 ページ **法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について** を参照してください。
- (3) 名目が紹介料、業務委託料、コンサルタント料等であっても、実質的にあっせん手数料と同等の性質を有している場合については、この調書を提出する必要があります。
- (4) 税務署へ提出を要する不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書は、1 枚です。